保育認定(ウ)希望の方

申込に必要な書類

- ① 教育・保育給付認定申請書兼利用調整申込書…こども1人につき1部
- ② 保育の必要性を証明する書類…保護者(父、母、<u>入園希望月時点で65歳未満の同居祖父母</u>)につき 各1部 ※きょうだい児の分は同時申請するときは各1部で可
- ③ 状況に応じて必要な書類…該当する場合は、後日提出を求める場合があります。

▼保育の必要性を証明する書類

保護者等の状況	必要な書類	追加で添付するもの	
仕事をしている	就労証明書	※産休中、育休中の休業期間を勤務先が記載	
		※就労内定者…内定通知等の写し	
		就労開始後1か月以内に「就労証明書」を提出	
自営業者		開業届、営業許可証、確定申告書、請負契約書のいずれか1つ写し	
農業従事者		確定申告書の写し	
出産を予定	出産・疾病に 関する申立書	母子手帳の写し(保護者氏名・出産予定日が確認できる部分)	
療養が必要な疾病や心		医師の診断書、障害者手帳の写し	
身に障がいがある		(保育できない状況、療養期間がわかるもの)	
同居親族等の 看護·介護	同居家族		
	看(介)護従事	要看(介)護者に係る医師の診断書、障害者手帳の写し	
	申立書		
学校・職業訓練校等に	在学申立書	在学証明書、学生証、カリキュラムがわかるものの写し	
在学中	(任于中立首		
これから仕事を探す	求職状況申立書	雇用保険受給資格者証、ハローワーク受付票の写し	
起業準備中		: - ※求職活動状況について、定期的に確認を行います。 -	
10.00 LDDL 21:7	同居祖父母の保育状況申立書		
祖父母と同居している	入園希望月時点で65歳未満の同居祖父母 分の保育の必要性を証明する書類		

▼状況に応じて必要な書類

児童の健康状況調査票	新規入園・転園を希望する児童		
マイナンバー記入用紙	新規入園・マイナンバーが変更になった方がいる世帯(詳細		
	はP8)		
広域入所希望理由書	上峰町外の認定こども園、保育所等を希望する場合		
認可外保育施設等利用証明書	就労等で月80時間以上利用している場合		
転入に伴う保育所等の入所申込みの受付について	申込書提出時点では上峰町外の住所で、利用開始月の1日		
和八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十	までに上峰町への転入が決まっている場合		
戸籍謄本/児童扶養手当証書の写し			
障害者手帳/療育手帳/特別児童扶養手当証書写し	世帯の状況に応じて提出		
生活保護受給票			
所得課税証明書/市区町村長名の税額決定通知書	マイナンバーによって税情報が確認できない場合		

▼保育の必要理由と入所期間

保育を必要とする理由		保育の必要量	入所できる期間
就労 (就労内定 を含む)	月 48 時間以上就労している	*月 48 時間以上 120 時間未満の就労 → 短時間 *月 120 時間以上の就労、勤務時間が短 時間枠を常態的に超える → 選択可能(標準時間/短時間)	就労期間
妊娠·出産	妊娠中又は出産後間がない	標準時間	5か月以内(出産月を含む前後2か月間)
育児休業	育児休業取得時に保育施設を利 用中の子どもが継続利用する	短時間	出生した児童が概ね 1歳になるまで
求職活動・ 起業準備	就労の意思があり、求職活動・起 業準備を行っている	短時間	3 か月間
就学	職業訓練校・大学・専門学校等に 月 48 時間以上就学している	*月 48 時間以上 120 時間未満の就学 → 短時間 *月 120 時間以上の就学 → 選択可能(標準時間/短時間)	就学期間
疾病等	疾病、負傷、又は精神若しくは身体に障害を有している	状況により異なる →選択可能(標準時間/短時間)	療養が必要な期間
看護·介護	同居の親族等を常時看護·介護 している	状況により異なる →選択可能(標準時間/短時間)	看護·介護期間
災害復旧	災害の復旧にあたっている	標準時間	災害復旧の期間

- ※保育必要量の切り替えは、月途中では行いません。変更が生じた場合は速やかに手続きをお願いいたします。
- ※入所できる期間を過ぎると退所となるため、継続的に利用する場合は、改めて保育の必要性を証明する書類を提出 してください。
- 【例】保育の必要性が「求職活動」の場合、入所した月を含む3か月以内の月末まで 就労証明書に雇用期間がある場合、雇用期間の最終日の月末まで

保育を利用できる時間について

保育の必要量により「標準時間(1日あたり最長 11 時間)」と「短時間(1日あたり最長 8 時間)」に分けて認定します。

(例)

7:0	00 8	16:00	:00	19:00
	延長保育	保育短時間(8時間)	延長保育	
		保育標準時間(11時間)	延長保育	

- ※保育施設ごとに「短時間」の8時間枠を設定しています。その時間を過ぎた場合は**延長保育料**がかかります。
- ※保育を利用できる時間は、保育の必要性が認められる時間のみとなります。

仕事や学校の授業等が終わったら速やかにお子様のお迎えをお願いいたします。